

協議をお願いしたい内容

- 乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」は、道路運送法第21条許可による実証運行を、令和7年1月6日から令和8年1月5日まで実施中です。
- 実証運行期間が令和8年1月5日をもって終了となることから、1月6日以降は道路運送法第4条の許可による本運行に移行する必要があります。
- ついては、この第4条許可申請にあたり、「うきしろ号」の運行内容を現行と同様の内容で申請してよいかご協議をお願いいたします。

令和7年1月6日

道路運送法第21条の許可による実証運行を開始
(許可期間：令和7年1月6日～令和8年1月5日)

令和7年7月1日～

見直し①予約の締切時間の短縮

当日予約の締め切り時間を90分前から45分前に短縮

見直し②指定乗降場所の追加

薬局や高齢者福祉施設など6カ所を指定乗降場所に追加

令和7年10月1日～

見直し③高齢者と同乗する付添人の利用について

高齢者(75歳以上)の付添人(1名まで)は利用者登録不要で乗車可に

令和8年1月5日

道路運送法第21条許可による実証運行の終了

令和8年1月6日

道路運送法第4条許可による運行開始(予定)

「うきしろ号」の法的位置づけ

	現行	今後の予定
道 路 運 送 法 上	道路運送法第21条第2号の許可	道路運送法第4条第1項の許可
運行できる事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者 (許可期間；令和7年1月6日 ～令和8年1月5日)	一般乗合旅客自動車運送事業者

「うきしろ号」の運行を継続する場合には、
法第21条の許可期間内に法第4条の許可
へ移行する必要がある

乗合の許可が必要だが、
いきなり4条許可を
受けて運行が継続しな
かったら・・・

試験的に運行したい場合
には、4条許可よりも
手続きが簡便な21条
許可で一般タクシーや
貸切バスでの運行が可能

一般タクシー
だけでなく
乗合交通の運行
も可能に！

21条許可

許可期間
R7.1.6
～R8.1.5

4条許可

よし、
本格運行
だ！

昭和タクシー株式会社
《運行許可》
一般乗用旅客自動車運送事業

昭和タクシー株式会社
《運行許可》
一般乗用旅客自動車運送事業
＋
一般乗合旅客自動車運送事業

乗合旅客の運送許可の違い（4条許可と21条許可）

一般乗合旅客自動車運送事業の運送事業者は、道路運送法第4条に基づく許可を国土交通大臣から受けることとされているが、一定の条件の下、貸切バス事業者や一般タクシー事業者等がこれを行うことができる特例が設けられている。

	4条許可	21条許可
概要	一般乗合旅客自動車運送事業※¹を行う者が国土交通大臣から受ける許可 ※¹ 路線バスやコミュニティバス、乗合タクシー、高速バス	路線バスなどの一般乗合旅客自動車運送事業者※¹による輸送が困難な場合、実証運行等、短期間に限定して実施される運行に対し、<u>一般貸切※²及び一般乗用※³旅客自動車運送事業者が乗合運行を行うことができる特例許可</u> ※² 観光バスや施設送迎バス ※³ タクシー
審査項目・申請要件	《主な審査項目》 ・路線や区域の設定 ・営業所や車庫の状況 ・運行管理などの管理運営体制 ・資金計画 ・法令順守 ・損害賠償能力	《申請要件》 ・一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難であること ・運行期間が原則1年以下のもの ・イベント客の輸送や実証運行等、短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であること ・自治体等からの要請によるもの
標準処理期間	3か月 （地域公共交通会議で協議が整っている場合は、おおむね2か月）	2か月
備考	—	・第4条許可申請よりも簡易な手続きにより申請できる ・法令試験がない ・登録免許税が免除 ・期間限定の許可のため、期間満了で終了する場合には廃止等の手続きが不要

第4条許可移行後の運行内容（案）

5

運行方式	・ 運行ルートを定めず、予約に応じたルートを実行 ・ 同じ時間帯に同方向へ向かう利用者が乗り合わせる乗合型		
運行区域	行田市全域（自宅もしくは指定乗降場所（778か所）での乗降に限る）		
利用対象者	市民（事前登録制）		
運行日	月曜日～土曜日（日祝及び年末年始運休）		
運行時間	7：30～18：30		
利用方法	電話、ウェブ、ライン、FAXによる事前予約制		
予約可能時間	利用日の7日前から利用時間の45分前まで		
運賃 （1乗車当たり） *運賃部会での協議事項	一般		600円
	高齢者等※1、2、運転免許証自主返納者		500円
	障がい者※3、妊産婦※4		300円
	小・中学生		300円
	未就学児		無料
車両	セダン型（定員4名） 車椅子対応車（定員8名）	1台 1台	ワゴン型（定員6名） 合計4台
運行事業者	昭和タクシー株式会社（行田市中央1－2）		

現行の運行
 内容と変更
 なし

※1 75歳以上の高齢者 ※2 付添い1名含む ※3 介助者1名含む ※4 妊娠中もしくは出産後1年未満の者

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。